

流山市ホームページリニューアルアドバイザー会議要領

(設置目的)

第1条 市民視点や民間のノウハウなどを生かしたホームページを目指すためにホームページ制作や運営に携わった経験のある方からの意見を取り入れ、市民にとって、見やすく、分かりやすく、使い易いホームページを目指すために流山市ホームページリニューアルアドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の業務)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 令和9年10月から新たに稼働する市ホームページが市民にとって、見やすく、分かりやすく、使い易いホームページとなるためのアイデアを議論し、意見書としてまとめ、仕様書へ反映させること。
- (2) その他ホームページのリニューアルに関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、流山市ホームページリニューアルアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）及び市職員で構成し、別表のとおりとする。
- 3 委員長は、秘書広報課長とする。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 会議の任期は、仕様書へ意見書を反映させるまでとする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要と認めた場合に最大4回まで開催する。

- 2 会議は、アドバイザーの出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は公正かつ公平に業務を行わなければならない。

- 2 委員は、業務の遂行の過程において知り得た秘密、入札参加者からの提案に係る技術等を漏らし、及び自己のために利用してはならない。

(会議の公表等)

第7条 会議は、原則非公開とする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、流山市役所秘書広報課とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年5月21日から施行する。

この要領は、令和9年9月30日に廃止する。

別表

会議委員

アドバイザー
秘書広報課長
秘書広報課長補佐
秘書広報課広報係長
秘書広報課広報係員